

## 佐世保市保健福祉審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐世保市保健福祉審議会条例(平成27年条例第86号。以下「条例」という。)第11条の規定に基づき、佐世保市保健福祉審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(障がい者福祉専門分科会及び高齢者福祉専門分科会の設置)

第2条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第11条第2項の規定により審議会に設置される専門分科会は、次のとおりとする。

- (1) 障がい者福祉専門分科会
- (2) 高齢者福祉専門分科会

2 前項第1号の障がい者福祉専門分科会は、法第11条第1項の規定により審議会に設置される身体障害者福祉専門分科会と併せて設置するものとする。

3 障がい者福祉専門分科会及び高齢者福祉専門分科会が調査審議する事項は、別表のとおりとする。

(専門分科会及び審査部会の会議)

第3条 専門分科会長及び審査部会長は、当該専門分科会又は審査部会の議決によりあらかじめ指定する事項に係る場合又は緊急やむを得ない必要がある場合は、その委員及び臨時委員に対し書面により意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。この場合において、当該事項の指定に係る議決は、条例第7条第6項及び第8条第4項において準用する条例第6条第3項の規定にかかわらず、当該専門分科会又は審査部会の全会一致によらなければならないものとする。

(専門分科会及び審査部会の議決)

第4条 障がい者福祉専門分科会、高齢者福祉専門分科会及び障がい者福祉専門分科会審査部会の決議は、審議会の決議とする。

(委員及び臨時委員の除斥)

第5条 審議会の委員及び臨時委員は、自己、配偶者又は三親等内の親族の一身上に関する事件及び自己又はこれらの者が従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その調査審議及び議決に参加することができない。ただし、審議会、専門分科会及び審査部会(以下「審議会等」という。)の

同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(除斥事由に該当する場合等の申出)

第6条 審議会の委員及び臨時委員は、自らについて、前条本文に該当する場合その他審議会等の調査審議の公正性に疑いを生じさせるおそれのある事情を有すると思料する場合には、審議会等に対し、その旨を申し出なければならない。

2 審議会等の長は、前項の申出を受けた場合において、前条本文に該当する場合その他審議会等の調査審議の公正性に疑いを生じさせるおそれのある事情を有すると認めるときは、審議会等の決議を経て、当該事件の調査審議及び議決から当該委員及び臨時委員を除斥する等必要な措置を採るものとする。

(会議の非公開)

第7条 審議会等において次の事項を調査審議するときは、非公開とする。

(1) 民生委員法（昭和23年法律第198号）の規定による民生委員の推薦等に関する意見及び解囑に関する同意

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）及び身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）の規定による身体障害者手帳の等級判定に係る答申

(3) 身体障害者福祉法及び身体障害者福祉法施行令の規定による診断書作成医師の指定等に関する意見

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定による指定自立支援医療機関の指定等に関する答申

2 審議会等の長は、必要があると認めるときは、その審議会等に出席する委員及び臨時委員の過半数の同意を得て、その会議を非公開とすることができる。

(守秘義務)

第8条 審議会の委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 条例第10条第2項の規定により専門分科会及び審査部会の庶務を行うこととされる関係課は、次のとおりとする。

- (1) 民生委員審査専門分科会 保健福祉部保健福祉政策課
- (2) 障がい者福祉専門分科会及び同審査部会 保健福祉部障がい福祉課
- (3) 高齢者福祉専門分科会 保健福祉部長寿社会課

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月24日から施行する。

別表（第2条関係）

分科会名	審議事項
障がい者福祉専門分科会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 障がい者福祉施策に関する事項               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 障がい福祉計画策定に係る審議</li> <li>(2) 制度の改廃に対する意見（計画で規定する制度を除く。）</li> </ol> </li> <li>2 身体障害手帳申請に関する診断書作成医師の指定等に係る意見</li> <li>3 自立支援医療機関の指定等に係る答申</li> <li>4 自殺対策に関する事項               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 自殺対策計画策定に係る審議及び進捗管理</li> </ol> </li> </ol>
高齢者福祉専門分科会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高齢者福祉施策に関する事項               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 介護保険事業計画等策定に係る審議</li> </ol> </li> <li>2 老人福祉施設等に関する事項               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 老人居宅生活支援事業等の事業の制限又は停止を命じる際の意見</li> <li>(2) 老人福祉施設の事業の廃止を命じる等の際の意見</li> <li>(3) 老人福祉施設のサービス等に付随する施設の設備等に係る基準を設定する際の意見</li> </ol> </li> <li>3 介護保険サービスに関する事項               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 介護保険サービス等の指定基準及び介護報酬を設定する際の意見</li> </ol> </li> </ol>